

名張市洪水・土砂災害ハザードマップ 2023年版〈錦生地域〉

凡 例	
●防災関連施設等	
地域が定める一時避難場所	警 察 署
市指定緊急避難場所	防 灾 関 連 施 設
市 指 定 避 難 所	水 位 觀 測 所
福 祉 避 難 所	水 位 計
ヘ リ ポ ー ト	道 路 冠 水 想 定 管 所
ドクターヘリ専用ヘリポート	第1次緊急輸送道路
市 役 所	第2次緊急輸送道路
市立病院・応急診療所	第3次緊急輸送道路
消 防 署	

●土砂災害警戒区域等	
土石流	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
○説明 土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩落等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域です。 土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩落等が発生した場合に、建物物に破損が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域です。	
○注意事項 土砂災害警戒区域外であっても土砂災害が発生する場合があります。 ○その他の確認方法 ・三重県土砂災害情報提供システム ・国土地理院重ねるハザードマップ	

● 地域が定める一時避難場所

各地域づくり組織や区・自治会などが自主的に定めている避難場所をいい、市指定避難所・市指定緊急避難場所に避難する前に、近隣の避難者が一時に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時に団結を形成する場所で、集合した人々の安全が確保される公園や集会所などのことをいいます。

● 市指定緊急避難場所

地震等により発生する延焼火災や風水害等から避難者の安全を確保できるスペースを有する公園、学校のグラウンドなどをいいます。

● 福祉避難所

市が、地震、風水害等発生時に、市指定避難所での生活が困難で、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れて、滞在させるための施設をいいます。

● 位置図



● 地域が定める一時避難場所

名 称	地 区 名
メモリアルホール紫蘭本館	黒 田 地 区
結 馬 一 時 避 難 場 所	結 馬 地 区
井 手 公 民 館	井 手 地 区
坂 之 下 公 民 館	坂 之 下 地 区
旧錦生小学校・錦生体育館	谷 出 地 区
谷 出 集 落 セン ター	谷 出 地 区
錦 生 市 民 セン ター	小 屋 出 地 区
小 屋 出 集 会 所	小 屋 出 地 区
鹿 高 神 社 敷 地 内	鹿 高 地 区
とんぐち一時避難所	鹿 高 地 区
智 護 神 社	鹿 高 地 区
矢 川 集 議 所	矢 川 地 区
矢 川 防 灾 セン ター	矢 川 地 区
宝 積 寺	矢 川 地 区
上 三 谷 集 議 所	上 三 谷 地 区
竜 口 集 議 所	竜 口 地 区

*浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域等にある地域が定める一時避難場所については、災害の種類、規模、現地の状況に応じて、地域が開設の可否を決定します。

● 市指定緊急避難場所

名 称	所 在 地	電 話
錦 生 体 育 館	安 部 田 2 2 7 0 番 地	
錦 生 市 民 セン ター	安 部 田 2 1 1 8 番 地	63-0252

*浸水想定区域内、土砂災害警戒区域等にある市指定避難所・福祉避難所は、災害の種類、規模、現地の状況に応じて、原則、市が開設の可否を決定します。

● 福祉避難所

名 称	所 在 地	電 話
名 張 養 護 学 園	朝 日 町 1 2 6 3 番 地 3	63-0717
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム ゆ う	木 屋 町 8 1 2 番 地 2	63-8118

